

備中箕島駅前自転車等駐車場施設管理用カメラ等機械設備賃貸借仕様書

1 総則

本仕様書は、備中箕島駅前自転車等駐車場内における施設管理用カメラ等機械設備の賃貸借に関して必要な事項を定める。

2 件名

備中箕島駅前自転車等駐車場施設管理用カメラ等機械設備賃貸借

3 場所

岡山市南区箕島地内 備中箕島駅前自転車等駐車場内

4 賃貸借物件

賃貸借に係る施設管理用カメラ等の仕様及び数量は、別表 1. 賃貸借機器一覧表及び別紙 1. 機械設備仕様書のとおりとする。

5 納入場所及び方法等

賃貸借物件の納入場所は、別図 1 のとおりとする。また、機器設置箇所については、別図 2 のとおりとし、詳細な設置場所は落札後に協議して決定することとする。なお、本賃貸借には当該機器設置費、配線費・取付調整費を含むものとする。

6 賃貸借期間

本賃貸借は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年岡山市条例第 78 号）に基づく長期継続契約とする。

準備期間 契約日 ～令和 9 年 2 月 28 日

賃貸借契約期間 令和 9 年 3 月 1 日～令和 14 年 2 月 29 日

ただし、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合には、岡山市（以下「甲」という）は本仕様書に基づき、賃貸借契約を締結する者（以下「乙」という）と契約を解除することができる。

7 支払い方法

6 カ月払い（6 カ月の賃借料を翌月末までに請求する）

月額賃借料は、契約総額を 60 月で除して得た額（1 円未満の端数が生じる場合は、令和 9 年 3 月の月額賃借料に加算する）とし、6 カ月の賃貸借終了後、検査に合格したときは 6 カ月分の賃借料を請求すること。ただし、令和 9 年 3 月分については 1 カ月分、令和 13 年 10 月～令和 14 年 2 月分については 5 カ月分とする。

8 カメラ等の保守管理等

乙は、甲が施設管理用として録画しているデータを、必要に応じて提出できるように保守点検を行うものとする。

- (1) 録画範囲については、事前に本市と協議すること。
- (2) 6カ月に1回、施設管理カメラ等の「外観点検」「記録画像の状態確認」「動作履歴の確認」「録画装置周辺のクリーニング、設定内容・ログ確認、ファン点検」を行い、報告書を提出すること。ただし、令和9年3月分については1カ月に1回、令和13年10月～令和14年2月分については5カ月に1回とする。
- (3) 録画された画像については岡山市の所有とする。

9 施設管理用カメラの遠隔監視

- (1) 乙は、施設管理用カメラの録画について、異常や不具合等の発生が24時間いつでも確認できるようにしなければならない。
- (2) 市職員からの機器にかかる問合せには速やかに対応しなければならない。
- (3) 各施設の画像確認及び録画データの管理を行うため不具合発生時には、随時対応すること。また、点検に伴う回線使用料も当初契約の賃貸料に含むものとする。
- (4) 施設管理用カメラ動作異常・録画異常を確認したときは、異常原因を確認するとともに応急措置を行い、事態の拡大防止に努めること。
- (5) 保守点検を行い、その結果及び修理を行った時は、その旨を報告書により毎月報告すること。

10 連絡体制・報告事項

乙は、休日を含み24時間連絡ができる対策を講じなければならない。必要がある場合は、市へ速やかに報告しその指示に従うこと。

上記8(2)及び9(5)に記載する報告書については、作業実施翌月の10日までに、随時の報告書はその都度提出し、監督員の確認を受けること。

11 費用負担等

- (1) 乙所有機器の設置・撤去、保守点検・監視作業、消耗品に係る費用は、すべて乙の負担とする。
- (2) 各施設の画像確認及び録画データ管理に必要な通信端末及び通信費用、その他設置に必要な金具等についても賃貸料に含むものとする。専用電話回線が必要な場合、電話料金は乙の負担とする。
- (3) 電気料金は甲の負担とする。なお、その使用にあたっては極力効率的な使用に努めること。
- (4) 本賃貸借物件設置作業の結果、実施の必要が生じた現場作業・事態に応じた適

切な処置において、本市設備の機器・部品の修理・交換等の必要が生じた場合は、監督員と協議する。

- (5) 応急処置に係る費用については、乙の負担とする。
- (6) 乙は、乙の責により、甲、第三者に生命・身体・財産上の損害が発生した場合は、法令の定めるところにより賠償するものとする。
- (7) 諸法規の改定又は官公庁の命令及び指導により発生する本市設備の修理又は取り換えについては、本賃貸借の対象外とする。
- (8) 賃貸借物件、電源と各機器の配線について以下の場合は、交換に要する費用は本調達に含むものとする。
 - ア) 電源と各機器の配線について、経年劣化や使用状況により交換が必要な場合
 - イ) 貸借期間中に異常が発生した場合
- (9) カメラ等設置時にカメラ本体の動作確認や色彩調節及び録画設置やモニターとの連携確認等を実施すること。
- (10) 管理用P Cは、備中箕島駅の野外用ラックに設置し、ネットワーク回線の連携確認を実施すること。
- (11) 必要に応じて市職員及び管理者に対して、カメラ等の操作方法を指導すること。これに係る費用は、賃貸料に含むものとする。

1 2 安全管理等

- (1) 乙は、事故防止と安全確保に万全の措置をしなければならない。
- (2) 配線作業にあたっては、交通誘導員を配置すること。
- (3) 人的被害の解消のために行う応急復旧については、すべてに優先して行うこと。

1 3 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。
- (2) 乙は、機器の保守・管理について専門知識・技術者を有する業者に発注することができる。その場合は、甲に下請負通知書等、必要書類を提出すること。
- (3) 乙は、契約書作成に合わせて「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (4) 乙は、賃貸借契約が終了した際には、本市の指示のもとに、すみやかに業務で収集した個人情報を返却、廃棄、又は消去しなければならない。
- (5) 乙は、自らの負担により動産総合保険へ加入すること。
- (6) 乙は、すべての業務従事者に、賃貸借契約終了後もこの契約に基づく業務において知れた個人情報を漏洩することのないよう指導しなければならない。